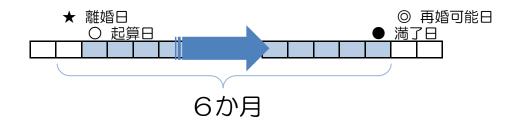
## 民法改正による再婚禁止期間計算の変更

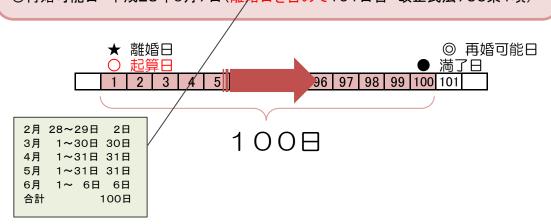
## これまでの考え方

- ★離婚日 平成27年 4月10日
- 〇起算日 平成27年 4月11日(民法140条)
- ●満了日 平成27年10月10日(民法143条2項)
- ◎再婚可能日 平成27年10月11日(改正前民法733条1項)



## 改正民法の考え方

- ★離婚日 平成28年 2月28日
- 〇起算日 平成28年 2月28日(改正民法733条1項)
- ●満了日 平成28年6月6日(離婚日を含めて100日目 民法141条)
- ◎再婚可能日 平成28年6月7日(離婚日を含めて101日目 改正民法733条1項)



改正前民法では初日不算入でしたが、 改正民法733条1項では「前婚の解消 又は取消しの日から起算して100日 を経過した後でなければ、再婚をする ことができない。」となっていますので、 再婚禁止期間の起算日が変わること になります。

